

## 特定建設業許可指令書

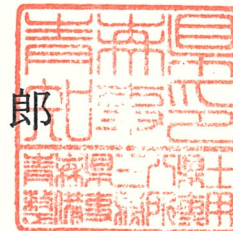
八戸市大字是川字三十刈頭1番地3

株式会社新盛建設運輸

令和8年5月28日 付けで許可申請のあった特定建設業の許可については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により下記のとおり許可する。

令和8年6月26日

青森県知事 宮下 宗一郎



記

- 1 許可番号 青森県知事許可(特 - 8)第 7682 号  
2 許可の有効期間 令和8年7月25日 から 令和13年7月24日 まで  
3 建設業の種類

|         |          |       |         |
|---------|----------|-------|---------|
| 土木工事業   | とび・土工工事業 | 石工事業  | 鋼構造物工事業 |
| 舗装工事業   | しゅんせつ工事業 | 塗装工事業 | 造園工事業   |
| 水道施設工事業 | 解体工事業    |       |         |

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限; 令和13年6月24日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)